

インフルエンザの定点当たり報告数

インフルエンザは定点把握対象疾患であり、医療機関の中から選定し、協力していただいている定点医療機関からのみ患者数が報告されます。

定点当たり報告数とは、すべての定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のことと、言いかえると1医療機関当たりの平均報告数のことです。

厚生労働省・感染症サーベランス事業により、全国約5,000のインフルエンザ定点医療機関を受診した患者数が週ごとに把握されています。長崎県のインフルエンザ定点医療機関は、長崎県内に70カ所、長崎市保健所管内に17カ所存在します。前述のように、定点当たり報告数とは、このうち1つの医療機関が1週間で何人のインフルエンザ患者を診療したか、を表す数字です。したがいまして、定点当たり報告数が3ならば、1つの医療機関で1週間に3人のインフルエンザ患者を診療した、ということになります。

この数字が1以上であれば、その地域は流行レベルに入ったことになり、10以上なら注意報レベル、30以上なら警報レベルの流行となります。警報が解除されるのはこの数字が「10」を切ってからです。

2017-2018シーズンの公表が、2017年第45週から開始されました。今シーズンは、47週で流行開始の指標1を超えて、51週で注意報レベル（10以上）となり、第3週から警報レベル（30以上）となりました。第5週（1/29-2/4）がピーク（54.33）で、その後、減少して、第7週、第8週、第9週、第10週と注意報レベルでしたが、第11週で流行レベルとなりました。

2018年第18週（4/30-5/6）の定点当たり報告数は0.61（患者報告数3,009）となり、第17週（4/23-4/29）の定点当たり報告数1.23（患者報告数6,025）から減少していました。ピークを過ぎ、注意報レベルが第10週で終わりました。その後、第11～17週まで流行レベルでしたが、18週で1未満となりました。

都道府県別では岩手県（4.32）、秋田県（3.72）、青森県（2.42）、沖縄県（2.25）、福島県（1.78）、北海道（1.66）、石川県（1.48）、山形県（1.33）、新潟県（1.23）、鳥取県（1.17）、佐賀県（1.16）、富山県（1.08）の順となっています。1県で増加がみられましたが、46都道府県で前週の報告数よりも減少がみられました。

国内のインフルエンザウイルスの検出状況をみると、直近の5週間（2018年第14週～第18週）ではAH3型、B型、次いでAH1pdm09型の順となっています。詳細は国立感染症研究所ホームページ

（<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-map.html>）を参照して下さい。

2018年は、第18週（4/30-5/6）は長崎市（0.29）、長崎県（0.34）で、2018年第17週（4/23-4/29）の長崎市（1.18）、長崎県（1.0）と比べますと、長崎市、長崎県ともに減少しておりました。

注意報レベルでの流行が第9週で終わり、長崎市、長崎県とともに流行レベルが第17週までで終了となりました。

長崎市は、2017年47週で流行開始の指標1を超えたが、2018年14週以降流行レベルの指標1を切りました。その後、16週で0.94と増加し、17週で再び1.18と指標1を超えておりました。長崎県は、42週で1.03と流行開始の指標1を超えたが、43週は0.9に減少しました。44週以降1を超え、48週、49週、50週で全国1位でしたが、51週2位、52週3位、1週5位、2週7位、3週6位、4週以降は10位以降となっていました。

長崎市、長崎県ともにインフルエンザの流行開始の指標1を超える、第2週-第7週が「警報レベル（30以上）」、第8週、第9週が「注意報レベル（10以上30未満）」となりましたが、第10週で10未満となりました。長崎市、長崎県ともに「流行レベル（1以上10未満）」が17週までで終了となりましたが、インフルエンザ感染は報告されておりますので、注意は引き続き必要です。

（長崎県感染症情報センターHPより抜粋、1部改変）

インフルエンザ等の感染予防のために、十分な休息、手洗い、うがい、マスクの着用等を心掛けてください。

インフルエンザが疑われる症状として、のどの痛みや鼻汁・鼻づまり、発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛、全身のだるさ等がみられましたら、早めに医療機関を受診してください。

